

一般貨物自動車運送事業

貸切運賃・料金表

平成21年4月30日届出

(平成11年3月26日公示範囲内)

目 次

I	距離制運賃率表	2
II	時間制運賃率表	4
III	諸 料 金	4
	1. 車 両 留 置 料	4
	2. 地 区 割 増 料	4
IV	運 賃 割 増 率	6
	1. 品 目 割 増	6
	2. 特 大 品 割 増	6
	3. 特 殊 車 両 割 増	6
	4. 悪 路 割 増	7
	5. 冬 期 割 増	7
	6. 休 日 割 増	7
	7. 深 夜 早 朝 割 増	7
V	消費税及び地方消費税の加算	7
VI	貸切運賃料金適用方	8
	(1) 距離制運賃料金適用方	8
	(2) 時間制運賃料金適用方	12

I 距離制運賃率表

キロ程 \ 車種別	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで
10 km まで	6,050 円	7,690 円	8,730 円	10,230 円	11,660 円
20 〃	9,850	11,060	11,880	13,200	14,530
30 〃	11,540	12,850	13,810	15,340	16,980
40 〃	13,060	14,630	15,710	17,520	19,360
50 〃	14,690	16,420	17,650	19,650	21,760
60 〃	16,300	18,210	19,560	21,820	24,120
70 〃	17,920	19,980	21,480	23,970	26,490
80 〃	19,510	21,770	23,390	26,130	28,710
90 〃	21,120	23,570	25,310	28,280	30,960
100 〃	22,720	25,330	27,230	30,420	33,270
110 〃	23,820	26,480	28,450	31,800	34,930
120 〃	24,900	27,590	29,660	33,150	36,450
130 〃	25,960	28,740	30,850	34,510	37,870
140 〃	27,060	29,880	32,080	35,880	39,370
150 〃	28,140	31,000	33,280	37,240	40,900
160 〃	29,210	32,150	34,500	38,590	42,410
170 〃	30,310	33,270	35,710	39,960	43,950
180 〃	31,380	34,400	36,930	41,310	45,460
190 〃	32,450	35,530	38,140	42,690	47,000
200 〃	33,570	36,670	39,340	44,040	48,520
200kmを超え500kmまで 20kmまでを増すごとに	1,800	1,980	2,120	2,360	2,610
500kmを超え50kmまで を増すごとに	4,510	4,950	5,300	5,910	6,530

(単位：円)

キロ程 \ 車種別	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで	14トン車まで	14トン車を超え 2トンを増す車 種までごとに
10 km まで	12,980 円	円	円	円	円	円
20 〃	15,670	17,360	19,560	20,780	22,900	2,120
30 〃	18,380	20,440	23,190	24,180	26,810	2,630
40 〃	21,140	23,640	26,700	27,550	30,620	3,070
50 〃	23,870	26,850	29,960	30,950	34,390	3,440
60 〃	26,300	29,450	33,260	34,310	37,980	3,670
70 〃	28,700	32,040	36,470	37,710	41,580	3,870
80 〃	31,080	34,670	39,390	41,090	45,130	4,040
90 〃	33,480	37,310	42,340	44,480	48,700	4,220
100 〃	36,050	40,170	45,420	47,860	52,200	4,340
110 〃	37,940	42,210	47,930	49,990	54,610	4,620
120 〃	40,030	44,530	50,300	52,140	57,010	4,870
130 〃	41,650	46,870	52,270	54,280	59,430	5,150
140 〃	43,220	48,780	54,240	56,430	61,870	5,440
150 〃	44,820	50,560	56,290	58,560	64,270	5,710
160 〃	46,500	52,330	58,480	60,720	66,720	6,000
170 〃	48,240	54,310	60,630	62,840	69,090	6,250
180 〃	49,980	56,330	62,820	65,000	71,530	6,530
190 〃	51,750	58,350	65,000	67,130	73,930	6,800
200 〃	53,490	60,380	67,190	69,300	76,390	7,090
200kmを超え500kmまで 20kmまでを増すごとに	2,860	3,240	3,630	3,700	4,130	430
500kmを超え50kmまで を増すごとに	7,170	8,100	9,040	9,290	10,290	1,000

Ⅱ 時間制運賃率表

種 別		車 種 別	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで
基 礎 額	8時間制	基礎走行キロ 3トン車まで80キロメートル 3トン車を超えるもの 100キロメートル	円 19,710	円 23,050	円 26,430
	4時間制	基礎走行キロ 3トン車まで40キロメートル 3トン車を超えるもの 50キロメートル	円 13,670	円 15,170	円 15,380
加 算 額	基礎走行キロを超える場合は、10キロメートルまでを増すごとに		円 370	円 390	円 430
	基礎作業時間を超える場合は、1時間までを増すごとに (4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算します。)		円 1,920	円 2,300	円 2,630

Ⅲ 諸 料 金

1. 車 両 留 置 料

時 間	車種別				
	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで
30分までごとに	円 1,230	円 1,360	円 1,460	円 1,560	円 1,710

2. 地 区 割 増 料

地 域	車種別				
	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで
東京都特別区・ 大 阪 市	円 870	円 980	円 980	円 1,040	円 1,140
札幌市・仙台市・千葉市・船橋市・川崎市・横浜市・相模原市・浜松市・名古屋市・京都市・東大阪市・堺市・尼崎市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市・鹿児島市	円 570	円 570	円 570	円 680	円 680

(単位：円)

4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで	14トン車まで	14トン車を 超え2トン を増す車種までごとに
円 29,810	円 33,010	円 34,670	円 38,080	円 43,050	円 46,920	円 50,990	円 4,070
17,890	19,540	20,630	23,210	25,430	27,630	29,850	2,220
460	480	550	610	690	700	750	50
2,890	3,210	3,440	3,790	4,280	4,560	4,970	410

(単位：円)

6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで	14トン車まで	14トン車を 超え2トン を増す車種までごとに
円 1,880	円 2,140	円 2,360	円 2,460	円 2,660	円 200

(単位：円)

6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで	14トン車まで	14トン車を 超え2トン を増す車種までごとに
円 1,240	円 1,330	円 1,450	円 1,530	円 1,680	円 150
780	870	870	980	1,090	110

IV 運賃割増率

1. 品目割増

項目	内 訳	割 増 率
易 損 品	1. レントゲン機械、電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮、みこし、仏壇、神仏像 3. ピアノ、その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡機及びその部品	3割以上の臨時の約束による。
危 険 品	1. 高圧ガス取締法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び薬物取締法に定める品目	2割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については、5割以上の臨時の約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	10割以上の臨時の約束による。
特 殊 物 件	1. 引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	2 割
	2. 屍体	5 割
汚 わ い 品	生さなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、塵芥等の廃棄物、し尿	4 割
貴 重 品 ・ 高 価 品	貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時の約束による。

2. 特大品割増

1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を加えたもの、重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの	3割以上の臨時の約束による。
--	----------------

3. 特殊車両割増

冷蔵庫・コンクリートミキサー車	2 割
冷凍庫	3 割

4. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用の供する場所ならびに自動車道 以外の場所に限る。	3 割
---	-----

5. 冬期割増

地 域	期 間	割 増 率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	2 割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・ 福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月1日 至 3月31日	2 割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・ 二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・ 耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・郡山郡		

6. 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る。	2 割
------------------	-----

7. 深夜・早朝割増

午後10時から午後5時までに運送した距離	3 割
----------------------	-----

V 消費税及び地方消費税の加算(免税対象となる取引は除く)
運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

VI 貸切運賃料金適用方

(1) 距離制運賃料金適用方

(適用区域)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業者が車両を貸切って許可を受けた自己の営業区域内に発地又は着地が存する貨物を運送する場合に適用します。

(特殊運賃との関係)

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届出した場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)

3. (1) 運賃及び料金は、使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
(2) 車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は、発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。

(運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量(標記トン数といいます。以下同じ)及び運送距離によって、運賃料表に掲げてある金額(基準運賃といいます。以下同じ)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(は数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じたは数は、次により処理します。
(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満のは数は100円に切り上げます。
(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満のは数は500円に、500円を超え1,000円未満のは数は1,000円に切上げます。

(キロ程の計算)

6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。

ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(割増率及び割引率の重複する場合の計算)

7. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

(運賃計算の特例)

8. (1) 積載貨物（貨物の性質上、積み重ねて積載することのできない貨物を除きます。）が標記トン数の50%以下のときは、直近下位のトン数の車両の運賃を適用します。

この場合、容積貨物にあつては1立方メートルを280キログラムに換算します。

- (2) 継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両トン数を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両のトン数にかかわらず、当該基準車両のトン数による運賃を適用することができます。

(個建契約運賃)

9. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される(1)の各号に該当する貨物の運送契約（文書をもって運送契約を締結したものに限ります。）をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限ります。なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

- (1) ① 単一品目であること
② 荷姿が一定していること
③ 1個の重量又は容積が一定していること
- (2)
$$\frac{\text{基準車両（運賃計算の対象となる車両）のトン数による基準運賃}}{\text{当該貨物の基準車両積載可能個数}} \times 0.7$$

(品目別割増)

10. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物、又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

(特大品割増)

11. 貨物の長さ（高さを含みます。）、重量又は容積が特に大きなきは、所定の割増率を適用します。

(特殊車両割増)

12. 特殊車両を使用した場合は、所定の割増率を適用します。ただし、積載した貨物に品目別割増を適用した場合には適用しません。

(悪路割増)

13. 運送区間中に、悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃 $\times 0.3$

(冬期割増)

14. 運送区間中に、冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

(休日割増)

15. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(深夜・早朝割増)

16. 深夜・早朝割増の運用時間（午後10時から午前5時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.3

(長期契約割引)

17. 3ヶ月以上にわたる契約（文書をもって運送契約を締結したものに限ります。）により、継続かつ反復して運送される貨物（1回の運送距離が200キロメートルを超えるものに限ります。）については、基準運賃に対して15%以内の割引率を適用することができます。

(往復貨物の割引)

18. 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送（それぞれ100キロメートル以上の運送に限ります。）を行う場合であって、次の(1)又は(2)のときには往路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。

ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

(1) 往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合

(2) 往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払について連帯責任を負う場合

(車両留置料)

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により留置された時間（貨物の積込み又は取卸しの時間を含みます。）が下記(3)の車両留置時間を超える部分については、所定の車両留置料を収受します。

(1) 1回の運送において2箇所以上で積込み又は取卸しが行われる場合の作業時間は、それぞれについて合計するものとします。

(2) 引越し荷物については所定の時間の50%増とします。

(3) 車両留置時間

車種別	3トン車まで	3トン車を超え 6トン車まで	6トン車を超え 12トン車まで	12トン車を超え4トン を増す車種までごとに
発地又は 着地ごとに	50分	60分	90分	20分

20. 貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限ります。）、又は、住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、所定の地区割増料を収受します。

ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

(パレットの使用等)

21. JIS規格のパレット（荷主側の提供したものに限ります。）の使用、荷主側の積卸作業等により19の(3)の車両留置時間が短縮された場合には、短縮された時間について、車両留置料を適用した場合の金額を4及び5により計算した運賃より減じます。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

22. (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(2) 前号より計算した金額に1円未満のは数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

(計算の順序)

23. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ① 使用車両及び運送距離による運賃の計算
- ② 割増率及び割引率の適用の計算
- ③ 上下それぞれ10%幅の適用計算
- ④ 5による運賃のは数処理
- ⑤ パレット使用等による減算
- ⑥ 諸料金（は数処理を含む）の計算
- ⑦ 22による加算の計算
- ⑧ 実費の計算

(実費負担)

24. 次項に定める荷役費用及び荷主の要求により要求する次に掲げる費用は、実費として収受します。

- (1) 有料道路利用料
- (2) 架装費用
- (3) その他運送に関連して求められるサービスに対する費用

25. 荷役機械使用料、荷役作業員料、横持ち、縦持ち、はい付け等、荷役に伴う費用は、実費として収受します。ただし、次に掲げる費用はこの限りではありません。

- (1) 車上的における貨物の整理、積付け及びこれに附帯する業務（ロープ・シートかけ等）
- (2) 1個の貨物の重量が30キログラム以下の場合であって19の(3)の車両留置時間内において運転者が行う積卸作業

26. フェリーボート利用料（自動車航送船利用料）

運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します。

$$\{ \text{使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）} + \text{航送期間中の固定費} \\ \text{（1時間当り車両留置料相当額} \times \text{航送所要時間）} \} \times 2$$

（その他）

27. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は習慣によるものとします。

(2) 時間制運賃料金適用方

（運賃料金計算の基本）

1. この運賃及び料金は、距離制運賃によることを適切としない運送又は荷主との契約で、これによることとした運送に適用します。
2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別（8時間又は4時間制の別）ごとに計算します。

（キロ程及び時間の計算）

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときから、その作業が終了して車庫に帰着するまでについて行います。

（従業員）

4. 運送に従事する従業員の数、1車につき1人とします。

（距離制運賃料金適用方の準用）

5. 距離制運賃料金適用方の1、2、4、5、7、10から16、22から27までは時間制運賃料金を適用する場合に準用します。

一般貨物自動車運送事業引越運賃料金表

会社名

I. 引越運賃表 (時間制・距離制)

(単位:円)

種別	車種別	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで
時間制	4時間制	17,220	19,110	19,373	22,544	24,623	25,998	29,243	32,046	34,808
	8時間制	24,833	29,043	33,296	37,559	41,601	43,691	47,975	54,233	59,115
	基礎作業時間8時間を超える場合は1時間までを増すごとに	2,415	2,898	3,318	3,644	4,043	4,337	4,767	5,387	5,754
距離制	100kmを超え110kmまで	30,009	33,369	35,847	40,058	44,016	47,807	53,183	60,396	62,990
	120kmまで	31,374	34,766	37,370	41,769	45,938	50,442	56,112	63,368	65,699
	130 "	32,697	36,215	38,871	43,481	47,723	52,479	59,052	65,856	68,397
	140 "	34,104	37,643	40,425	45,213	49,602	54,464	61,457	68,334	71,117
	150 "	35,448	39,060	41,948	46,914	51,524	56,469	63,704	70,928	73,794
	160 "	36,803	40,509	43,470	48,626	53,445	58,601	65,930	73,679	76,503
距離制	170 "	38,189	41,916	44,993	50,348	55,377	60,795	68,429	76,388	79,181
	180 "	39,543	43,344	46,526	52,059	57,288	62,969	70,970	79,160	81,890
	190 "	40,887	44,772	48,069	53,792	59,220	65,205	73,521	81,890	84,578
	200 "	42,294	46,211	49,581	55,493	61,142	67,400	76,073	84,662	87,318
	200kmを超え500kmまで20kmまでを増すごとに	2,268	2,489	2,667	2,972	3,287	3,602	4,085	4,568	4,662
500kmを超え50kmまでを増すごとに	5,691	6,237	6,678	7,445	8,232	9,030	10,206	11,393	11,708	

8. 深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)におこなわれる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
深夜・早朝割増適用時間に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.3

午後10時から午前5時までに運送した時間又は距離に限る	3割
-----------------------------	----

(車両留置料)
9. 実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間(荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます。)が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車種別	6トン車まで	6トン車を超え12トン車まで
発地又は着地ごと	120分	150分

車両留置料	30分まで	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで
30分までごとに	1,292	1,428	1,533	1,638	1,796	1,974	2,247	2,478	2,583	

(運賃及び料金の額)
10. 運賃及び料金は、それぞれ消費税及び地方消費税を含みます。

- (計算の順序)
11. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。
① 使用車両及び時間又は運送距離による運賃の計算
② 割増率の適用の計算
③ 上下それぞれ10%幅の適用計算
④ 5.による運賃のは数処理
⑤ 料金の計算
⑥ 実費の計算

(実費負担)
12. 次に定める荷役費用及び荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

- 荷役作業員料(運転手作業料を除く)、荷役作業員料、諸資材料(運搬料を含む)
- 特殊荷役機械使用料
- 有料道路使用料
- 一時保管料

13. フェリーボート利用料(自動車航送船利用料)
(1) 実車キロが100キロメートル以内の運送(時間制運賃)であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合は(4時間又は8時間の範囲内で終了する引越作業)には次の式により算出した金額を収受します。

使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む)×2
ただし、基礎作業時間(4時間又は8時間)を超えた場合は、超過時間に応じた時間加算額相当額を加算した実費を収受します。

(2) 実車キロが100キロメートルを超える運送(距離制運賃)であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合は次の式により算出した金額を収受します。

[使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む) + 航送期間中の固定費(1時間当たり車両留置料相当額×航送所要時間)]×2

(その他)
14. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

引越運賃料金適用方

II. 引越運賃料金適用方

この運賃料金は車両を貸切って、引越荷物を運送する場合に適用することとしており、小口の引越荷物を他の荷物と積ませて運送する場合には適用しません。

(運賃料金の適用)
1. この運賃及び料金は、実車キロ(荷物を積んで運送する距離をいいます。以下同じ)が、100キロメートル以内は時間制運賃を適用し、100キロメートルを超える場合は距離制運賃を適用します。

(運賃料金計算の基本)
2. 時間制運賃は、使用車両及び基礎作業時間(車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰るまでの時間をいいます。)の別(8時間制又は4時間制の別)ごとに計算します。

この場合、4時間制運賃は、基礎作業時間が午前午後から午後10時から午前5時までである場合であって、かつ、4時間以内のときのみ適用します。

また、8時間制運賃は、上記以外の場合(基礎作業時間が午前午後から午後10時から午前5時を超え8時間を超える場合)適用しますが、基礎作業時間が8時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計算します。

3. 距離制運賃の運送距離の計算は、1車、1回の運送ごと

の実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。

ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(運賃計算の方法)

- (1) 運賃は使用車両の最大積載量(標記トン数といいますが、以下同じ)及び時間又は運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額(基準運賃といいますが、以下同じ)の上下それぞれの10%の範囲内で計算します。
- (2) 割増率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
- (3) 2種以上の割増率が重複する場合には、それぞれの率をあらかじめ加算した上で計算します。

(は数の処理)
5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた1円未満のは数は、1円単位に四捨五入します。

(冬期割増)
6. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合は、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

地域	期間	割増率
北海道	自11月16日 至4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自12月1日 至3月31日	2割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・郡上郡		

(休日割増)
7. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
日曜祝祭日に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

日曜祝祭日に運送した時間又は距離に限る	2割
---------------------	----

(深夜・早朝割増)